

夜間金庫規定

1. (夜間金庫契約の成立)

当金庫は、お客様からこの規定の取引に係る、当金庫所定の申込書の提出を受け、これを承諾したときは、この規定の取引に係る契約が成立するものとします。

2. (利用目的)

この夜間金庫は、当店における夜間金庫利用者名義の当座預金・普通預金へ入金するため窓口営業時間外に利用してください。

3. (利用方法)

(1) この夜間金庫を利用するときは、現金のほか預金に受入れることのできる証券類(以下「証券類」という)を、当金庫所定の入金伝票および通帳等とともに当金庫所定の入金袋(以下「入金袋」という)に入れ、その入金袋を施錠のうえ、夜間金庫に投入してください。

なお、入金伝票には氏名・口座番号・入金額その他必要事項を記入してください。

(2) 入金袋を投入した後は、夜間金庫の扉が閉じたことを確認のうえ、利用記録票を受け取ってください。

4. (預金への受入処理)

(1) この夜間金庫に投入された入金袋内の現金・証券類は、翌窓口営業時間開始後、当金庫所定の手続により確認のうえ指定の預金口座に受入れます

(2) 前項の取扱にあたり、入金伝票に記載された金額が当金庫で確認した現金・証券類の金額と相違している場合には、預金への受入金額は当金庫で確認した金額によるものとします。

この処理をしたうえは、当金庫はその責任を負いません。

5. (利用手数料)

この夜間金庫を利用する際には、当金庫が定める夜間金庫利用手数料をお支払い頂きます。

6. (入金袋等の返却)

入金袋ならびに通帳等は当金庫の受入手続終了後返却しますので、窓口営業時間中に来店のうえ受け取ってください。

7. (鍵の保管等)

(1) 金庫差入口扉鍵(以下「差入口扉鍵」という)は利用者が保管し、その鍵を使用して夜間金庫扉の開閉を行ってください。

(2) 入金袋の鍵正副2個のうち、正鍵は利用者が、副鍵は当金庫が保管し入金袋の開閉に使用します。

8. (鍵、入金袋の喪失・き損)

差入口扉鍵・入金袋および入金袋正鍵を紛失、または、き損したときは、直ちに書面によって当店に届出てください。

なお、この場合、修理費・再製費または錠前等の取替えに要する費用を負担してください。

9. (損害の負担等)

この夜間金庫の利用にあたり、災害・事変その他の不可抗力による損害、差入口扉の不完全な閉扉、入金袋の不完全な施錠、その他当金庫の責めによらない事由により生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

また、この夜間金庫について第1条に定める目的によらない利用が行われ、損害が生じても、当金庫は責任を負いません。

10. (反社会的勢力との取引拒絶)

この夜間金庫は、第11条第3項にいずれにも該当しない場合に利用することができ、第11条第3項の一

つにでも該当する場合には、当金庫はこの夜間金庫の使用申込をおことわりするものとします。

11. (解約等)

- (1) この契約は、利用者または当金庫の都合により、いつでも一時中止または解約することができます。
この場合には、差入口扉鍵・入金袋および入金袋正鍵を直ちに当店へ返却してください。
なお、差入口扉鍵・入金袋および入金袋正鍵または届出の印章を失った場合に解約するときはこのほか第8条に準じて取扱います。
- (2) 次の各号の一つにでも該当する場合は、当金庫はいつでもこの契約を解約することができるものとします。この場合、当金庫から解約の通知があったときは、直ちに前項と同様の手続きをしたうえ夜間金庫を解約してください。
 - ① 利用者が使用料を支払わないとき
 - ② 利用者について相続の開始があったとき
 - ③ 利用者もしくは代理人の責めに帰すべき事由等により、当金庫もしくは第三者に損害を与えまたはそのおそれがあると認められる相当の事由が生じたとき
 - ④ 店舗の改築、閉鎖その他相当の事由があるとき
 - ⑤ 鍵の改ざん、不正使用その他相当の事由があるとき
 - ⑥ 利用者または代理人がこの規定に違反したとき
- (3) 前項のほか、次の各号の一つにでも該当し、利用者との取引を継続することが不適切である場合には、当金庫はこの夜間金庫の利用を停止し、または利用者へ通知することによりこの契約を解約することができるものとします。この場合、当金庫から解約の通知があったときは、直ちに前1項と同様の手続きをしたうえ夜間金庫を明渡してください。
 - ① 利用者が夜間金庫使用申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合
 - ② 利用者が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者(以下これらを「暴力団員等」という。)に該当し、または次のいずれかに該当することが判明した場合
 - A. 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - B. 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - C. 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
 - D. 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
 - E. 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
 - ③ 利用者が、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為をした場合
 - A. 暴力的な要求行為
 - B. 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当金庫の信用を毀損し、または当金庫の業務を妨害する行為
 - E. その他前各号に準ずる行為

12. (通知等)

届出のあった名称、住所にあてて当金庫が通知または送付書類を発送した場合には、延着しまたは到着し

なかったときでも通常到達すべき時に到着したものとみなします。

13. (譲渡・転貸等の禁止)

この夜間金庫の利用権は譲渡・転貸または質入れすることはできません。なお、差入口扉鍵・入金袋および入金袋正鍵についても同様とします。

14. (規定の準用)

この規定に定めのない事項については、当金庫当座勘定規定・普通預金規定等の該当する預金規定により取扱います。

15. (規程の変更)

- (1) この規定の各条項は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当金庫のウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。
- (2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用するものとします。

以 上
(令和6年8月1日現在)

東 春 信 用 金 庫